

鳥取県告示第698号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成24年11月28日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成24年10月9日

鳥取県日野総合事務所長 山 根 淳 史

- 1 申請のあった年月日
平成24年9月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人つなで
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
小谷 博司
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
日野郡日南町丸山198-1
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、障がいのある人や高齢者などの社会的弱者の人たちが、一人の町民として主体的に社会参加し、生きがいを持って、自己実現に向けた地域生活を営めるよう支援し、共生の地域づくりを目指すことを目的とする。
- 6 定款の変更事項
 - (1) 役員職務
 - (2) 総会の議決及び議事録